

- 道路協力団体の業務（道路法第48条の21）
- 監督等（道路法第48条の22）
- 情報の提供等（道路法第48条の23）
- 道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例（道路法第48条の24）

3. 道路協力団体活動

(1) 「ア・ピース・オブ・コスモス」とは

特定非営利活動法人「ア・ピース・オブ・コスモス」は、平成7年にボランティア団体として尾鷲市・紀北町を中心に国道42号沿いの地域住民を中心に発足し、熊野古道及び紀伊半島周辺の豊かな自然や文化を伝え、地域の交流や社会発展に寄与することを目的として活動を行っています。平成14年に各関係自治体と国土交通省でボランティア・サポート・プログラムとして協定を締結し、国道42号沿いの植栽帯の清掃・管理を行い、東紀州地域の国道沿いに紫陽花を植栽し、「紫陽花街道」として道路利用者への道路景観活動を行っています。それ以外にも、日本風景街道「伊勢熊野みち」の構成団体として、旧街道のウォーキングイベントの開催など、地元や地域の活性化に向けて積極的な活動を行っています。

- 平成16年 道路愛護団体表彰(紀勢国道事務所長)
- 平成19年 道路愛護団体表彰(中部地方整備局長)
- 平成29年 道路愛護団体表彰(国土交通大臣)

(2) 道路協力団体としての活動

当団体は、尾鷲市・紀北町の住民を中心に、活動に賛同いただいている地元の建設会社など約30人で結成しています。道路協力団体活動は、道路法第48条の21の第1号（以下1号業務）の公的活動と、道路法第48条の21の第2号（以下2号業務）の収益活動に区分けされます。

1号業務は、植栽帯の維持管理と周辺清掃であり、当団体では尾鷲市南浦地先（国道42号）約240m区間及び、北牟婁郡紀北町相賀地先（国道42号）約330m区間で活動しています。（図-2）



図-2 道路協力団体活動場所の位置図

朝8時～10時頃の時間帯で、草刈り、ゴミ拾い植

栽帯の管理を中心に活動します。清掃活動には、道路協力団体のメンバーやボランティアで地元の建設業者、住民の方、国・自治体職員など約30人程度が参加します。尾鷲市南浦地区の非常駐車帯については、ドライバーが休息のため利用されることも多く、定期的な、周辺の草刈り、ゴミの収集、花壇の整備等は道路管理を行う上で非常に有益であり、自治体からは清掃時に出たゴミの回収の協力いただいています。紀北町相賀地先については、世界遺産である熊野古道の1つ「馬越峠」の入り口付近でも有り、観光客も多いため、植栽帯の除草、ゴミ収集以外にも、約300mの間に160株以上の紫陽花の管理を行い道路景観の向上に取り組んでいます。特に大変な作業は、紫陽花の満開後、来年にきれいな花をつけるために行う、紫陽花の茎を切り落とす花がら摘みです。昨年度実施においては、軽トラック約6台分の花がらを回収しました。また、2月には紫陽花の新芽や花芽を増やすための肥料散布も行っています。これらの活動は、自治体からもボランティア参加いただいております。このような地道な活動を継続することにより、毎年6月にはきれいな紫陽花が咲き誇り、道路利用者や周辺の住民の目を楽ませてください。（図-3）



図-3 北牟婁郡紀北町相賀地区の紫陽花街道

2号業務は、駐車帯において屋台での食事提供や販売になります。道路区域での販売は、本来、道路占用の取り扱いとなりますが、制度の適用により占用許可における無余地性の基準は除外となります。当初、道路区域内での活動の安全性の観点より道の駅での実施を考えましたが、販売商品が重なり相乗効果が見込めないため活動場所として断念し、1業務で清掃活動を行う尾鷲市南浦の非常駐車帯の一部を使用し、「じものいち」と称して、地元農家直送新鮮野菜・鯛めし・ちらし寿司・お総菜・栃餅・よもぎ餅・和蜂の蜂蜜・手作りこんにやく・洋菓子等など、活動メンバーのお気に入りの商品を紹介する形で販売しています。（図-4）



図-4 尾鷲市南浦非常駐車帯での販売活動「じものいち」

4. 平成29年度活動状況

(1) 来場者の推移と対策

平成29年度は、平成29年4月2日（日）に初回活動を行い、平成30年3月までに7回活動を実施しました。開始当初は、話題性もありお客様も多く来場いただきましたが、天候及び市内の他のイベント等により来場者数を安定的に確保することができず、利益を上げることは難しい状況にあります。（図-5）

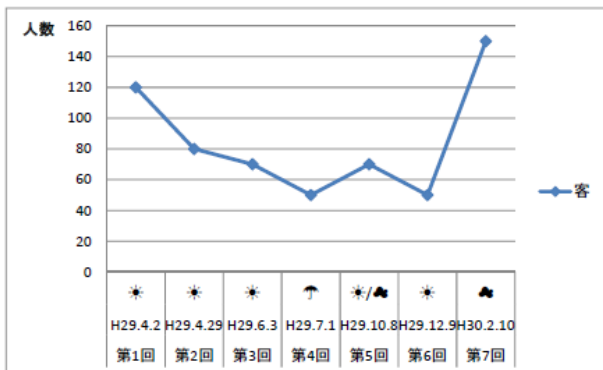


図-5 平成29年度 来場者数の推移

現行制度の中で、道路協力団体活動を継続し、自発的活動を促進させるため収益を上げるためには、来場者を増やすことが専決であると考えました、

また、第3回実施時に来場者に対し、イベントの認知についてアンケートを行いました。（図-6）

聞き取り調査を実施した結果、調査対象者の約75%は知り合いからの口コミであり、新聞広報での来場者は、10%にすぎません。そこで、道路協力団体の趣旨を地元の方々へ理解いただき、定期的な販売活動を続けることにより、認知度をあげる対策が急務であると考えました。

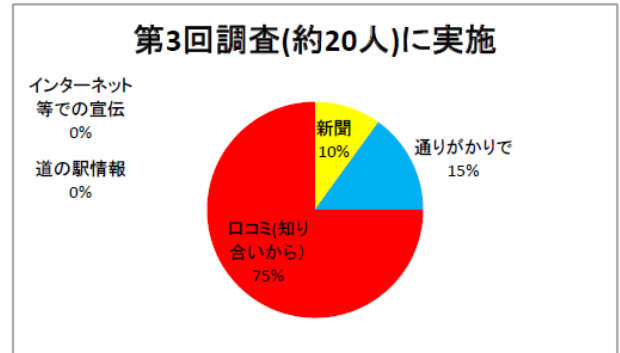


図-6 第3回販売活動における認知手段

紀勢国道事務所が支援できる具体的な、対応案としては、以下の通りです。

- ① 紀勢国道事務所において、道路協力団体の活動内容を含めた、記者投げ込みを行う。
- ② 国道42号沿いにある道の駅情報モニターに活動日時等の情報を掲載する。
- ③ 地元の情報誌（タウン誌）に対し、活動日時等の情報の記載依頼を行う。

特に、③ 地元の情報誌は、発行部数が約25,000部で無料各戸配布をしているため、より有効な手段であると考えました。道路協力団体の趣旨等を説明し、無料掲載についてお願いをしたところ、理解を頂きイベント情報として開催日時等について記事を掲載いただくことに賛同を得ました。

また、来場者数の増加が目的であるため、事前に新聞掲載いただけるよう記者投げ込みを行う時期を記者の方に確認を行い、事前広報を重点とした対応を行いました。

（図-7）

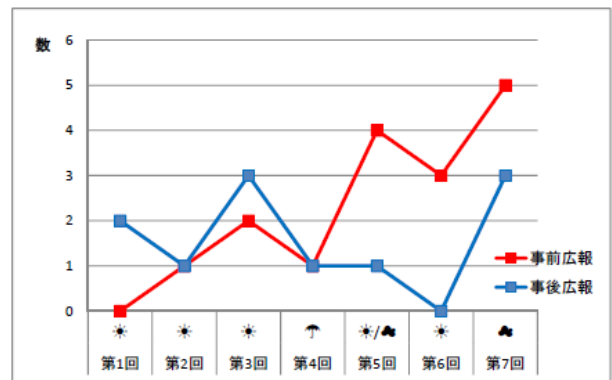


図-7 マスメディア等掲載数の推移

第4回以降は、事前掲載いただく新聞社等も増え、それに伴い来場者数も徐々に改善されました。

そこで、第7回は、活動開始1周年として、道路協力団体活動の意義と活動内容を中心に記者投げ込みを行い、地元情報誌には、今まで好評であった商品を中心に記事を掲載いただくことにより新聞社3社、地元情報誌1社、道の駅と事前広報を幅広く行うことができ、当日の天候

も2月にしては暖かかったこともあり、活動後最多来場者数を記録しました。

来場者に対し、イベント認知アンケートを行った所、第3回調査に比べ新聞掲載及び地元情報誌による来場者の割合が約40%に増加しました。新聞は、当日の朝刊で配達されるため、予定が立ちやすいとの回答がありました。(図-8)

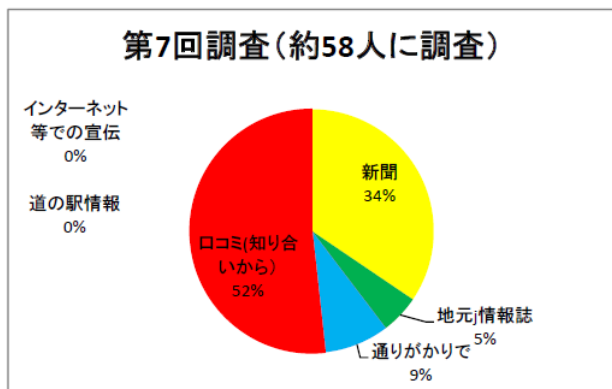


図-8 第7回販売活動における認知手段

また、来場手段について観察すると、主に地元の主婦層が中心で、1台の自動車に2~3人連れだつてこられている方が多く、その他年配のご夫婦等が見受けられ、客層としては、観光客ではなく、地元住民中心になります。

(3) 活動に必要な許可書等

清掃活動については、各自治体と連携しているため、事前に出張所に開催日時を報告を行った上で活動します。販売活動については、道路協力団体として道路法上で販売活動を行うため、道路占用協議書を提出します。しかしながら、それ以外にも、道路使用許可や、販売内容によっては、保健所の許可も必要となり、それぞれに手数料が必要になります。

① 道路占用協議書

道路協力団体が行う占用手続きについては、道路法第48条の24を根拠に道路占用協議の成立で足りると記載されています。道路占用料は、平成28年7月28日付け事務連絡「道路占用制度の弾力化による道路管理への民間活用の取り扱いについて」に基づき90%減免となります。販売活動に必要な占用面積が100㎡以下である道路協力団体の負担額は、100円と優遇されています。

また、道路協力団体活動としてのメリットに、道路空間を活用した活動にあつた柔軟な活動支援として、手続きの簡素化があります。道路占用協議になることにより、通常許可の要件となっている無余地性の原則などを適用しないこととしているため、省力化がはかられ、現場の状況に応じた柔軟な方法により協議を行うことができるようになるため手続きの負担が軽減されることにあります。しかし、現状、占用協議申請にかかる書類作

成及び記載内容等については、通常の占用申請と変わらず、審査は、事務所に専決がされていないため、中部地方整備局長に上申する必要があるため、許可までに3週間程度かかります。

② 道路使用許可書

所轄の警察署へ道路使用許可書申請が必要となり、添付書類は場所や内容に変更がないため、許可にかかる日数は3~4日程度で、手数料は、2,300円となります。

③ 臨時営業許可届

飲食物を調理・加工販売する場合、県保健所の臨時営業許可書が必要となります。これは、提供直前に加熱する等の簡単な物に対しても該当します。届出受付は、当日で、手数料は2,000円になります。

④ その他

常時物販活動にご協力いただく道路協力団体のメンバーの保険代金は、平均1,060円支出しております。

以上により、販売活動で露店を開店させるためには、許認可のみで5,460円が常時必要経費となります。野菜やお総菜の販売価格設定は、お客様にお求めやすい100円~500円が主流の商品であり、それらの販売利益から5,460円を捻出するには、かなり負担が高く、占用料の減免措置のみでは十分な対応とはいえません。また、各許認可の申請についても、道路占用協議書の回答書を受けた後に、それぞれの管轄する機関へ別々に申請を行う手間もあります。今後、道路協力団体活動を継続するためには、道路占用協議書の減免措置のみならず、対象の許認可についての減免等への働きが必要で有り、申請の簡素化として各機関の窓口を集約し、一括申請の連携も視野に入れて、道路協力団体制度について再検討する余地があると考えます。

(4) 年間活動報告書

道路協力団体活動は、道路法第48条の22第1項に基づき指定年月日より1年経過時(平成28年12月~平成29年12月)に年間活動報告書の提出が義務づけられています。今回、1年間の活動を通じて、ア・ピース・オブ・コスモスは、メリットとしては、TV、新聞等のマスメディアへの掲載により、当団体の知名度や活動についての理解を得ることができたことをあげています。(図-9) デメリットは、ボランティア・サポート・プログラムと同様に、参加者の高齢化が進んでおり、運営が難しい状況にあります。今後、道路協力団体活動を継続するためには、若者が参加したくなるような利点や条件等が必要ではないかと提案がありました。

また、1年間の活動を通じて、2号業務を行う場所の制約が大きいことをあげています。道路協力団体制度は道路区域内における収益活動を可能としていますが、開催するにあたり、場所の安全性確保は必要です。尾鷲市は、過疎化が進んでおり、駅前近くで人が集まるような場所は無く、国道42号沿いは移動手段としての道路機能

であるため、人が集まるような道路空間もなく、現在の開催場所は、市街地より離れた場所であるため、集客が思うように伸びない一因となっています。

紀勢国道事務所審査会では、1年間の道路協力団体活動を通じて、活動場所の移転を含め、場所の選定を再検討することも視野に入れ、今後、活動回数を定期化し、現在の場所での開催の認知度を上げることにより、尾鷲地域活性化することを目標に、今後の活動を継続することで確認をし、実施計画書を変更していくことを確認しました。

紀勢新聞 2018年(平成30年)4月18日(水) 3面



図-9 第8回販売活動時の新聞記事

(5) 平成29年 収支決算報告

平成29年に実施した2号業務（販売活動）の収支は、第1回～第6回において、少しずつではありますが、収益が出るようになってきています。

来場者の購入品目を調査すると、お餅、手作り洋菓子、魚の甘露煮、鯛めし、お総菜等、すでに調理済みの商品に人気があり、当日の昼食等にするとの話もされていたため、販売商品にお総菜等の充実も図るように対応しました。最終的に平成29年純利益は約37,000円となりました。

ただし、販売活動前に事前準備費用が生じており、内訳は、景観対応としての塗装、販売時に使用するためのコンクリートブロック購入、実施広告看板の作成、コンロ等の準備に、合計約102,000円を支出しています。

そのため、平成29年の純利益額から考慮して、道路協力団体指定期間（3年間）で償還することを換算すると、年平均34,000円の償還額となり、最終的に道路管理への還元額は、約3,000円になり、ほうき等の購入費に充て

ました。現在、紫陽花管理を行うための肥料は、ア・ピース・オブ・コスモスで負担いただいているため、純利益で還元できるよう充実を図ります。

(6) 将来的な活動について考察

道路協力団体「ア・ピース・オブ・コスモス」の活動場所である尾鷲市は、人口1万8000人で、高齢化が進んでいます。地方における「道路」の存在は、生活と直結しており、身近な存在です。しかしながら、道路空間を有効的に利用し、収益活動を行うためには、単なる場所の提供のみでは人は集まりません。なぜなら、販売を行う場所に移動手段を使って来る行為が必要となるからです。とするならば、行政としてこの活動を継続させるためには、現在、集客層として少ない若者が参加したいような魅力ある活動を行うことが重要課題です。例えば、今、高速道路のサービスエリアや、スーパーの駐車場などでは、週末「フリーマーケット」が開催され、老若男女で賑わいをみせています。道路協力団体としての単独活動だけでは、商品が少なく、集客に限度があります。そのため、道路協力団体が主催者となり、各行政機関と協力して、道路空間を利用してフリーマーケットを開催し、様々な出店者に参加いただくことにより、魅力的な要素が加わり、出店者のみならず人が集まる空間ができると考えます。また、その場でこの道路協力団体活動の目的や意義をアピールすることにより、若い人たちが活動に賛同し、参加するきっかけを作る機会になるのではないのでしょうか。

5. まとめ

近年、道路空間の有効利用は、都市部では、「国家戦略特区」と略される国家戦略特別区域において、指定された地域で、規制緩和等を導入することにより、民間団体が有利に活動できるような仕組みで地域の活性化や街の賑わい作りを重点に取り組みられています。その仕組みを道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、全国に展開をした試みが道路協力団指定となります。

現在、道路協力団体の活動は、逆に制度制限の中で収益を上げ、自立的な活動を行うことは難しい状況にあります。将来的に高速道路開通も予定されている尾鷲市では、地域の価値や魅力的な街づくりは重要課題です。道路協力団体である「ア・ピース・オブ・コスモス」を主体に、今後道路空間を利用したイベントを計画することにより集客できれば、街に賑わいができ、収益により活動目的である東紀州地域の国道42号の「紫陽花街道」を延長していくことが可能となります。そして、観光名所化されれば、さらなる集客要因として尾鷲市の地域活性化へとつながる活動にもなり得ます。今後、この活動が地域に定着するためには、道路法、道路協力団体指定準

則の改正、または、他の許認可機関との連携など、制度の充実を模索しながら関係行政機関と道路協力団体が協働して集客性の上がるイベント等も計画していく必要があります。道路協力団体活動を今後、継続させていくためには、現行の規則や概念など枠で考え方を縛ることなく、その地域に合わせた運用に変えていく挑戦も必要であると考えます。

謝辞：本論文を作成するにあたりご協力いただきました道路協力団体「NPO法人 ア・ピース・オブ・コスモス」の皆様へ深く感謝申し上げます。